

被扶養者資格確認調査に向けて!!

6月から7月中旬にかけて被扶養者の資格確認調査を実施します。

組合員には、被扶養者が要件に該当しなくなった場合、
取消の手続きを行う義務があります。

きつい言葉で
恐縮ですが…



ご自分の被扶養者が下記の取消事由に該当していないかチェックしてみましょう!

(定期的に行ってください。)

< 取消事由 >

チェック欄

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 被扶養者が就職した。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 被扶養者の月収が3ヶ月続けて108,334円(基準月額)以上となった。 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 基準月額を3ヶ月連続では超過しないが、年間収入で130万円以上となった。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 年金額が改定され年間収入が180万円以上となった。 | <input type="checkbox"/> |
| (5) 雇用保険の失業手当を日額3,612円以上受給している。 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 被扶養者について、当該組合員以外の者が扶養手当を受けている。 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 夫婦共同扶養等で、組合員より配偶者の収入が1割以上高くなった。 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 同居が認定の要件とされている義父母・兄弟等が組合員と別居した。 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 別居している被扶養者へ送金をしなくなった。 | <input type="checkbox"/> |
| (10) 別居している両親弟妹などの収入額に占める組合員の送金額の割合が1/3未満となった。 | <input type="checkbox"/> |
| (11) 組合員以外の者が、組合員より多く送金している。 | <input type="checkbox"/> |

※ 所得は、所得税法上の所得ではなく、年間における恒常的な収入の総額をいい以下のものが含まれます。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 給与所得(アルバイト、パート等を含む) | ② 通勤・超勤などの諸手当 |
| ③ 事業所得(営業、農業等) | ④ 不動産所得(家賃等) |
| ⑤ 公的年金(遺族、障害年金を含む) | ⑥ 恩給 |
| ⑦ 生命保険契約等に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金等 | |
| ⑧ 日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金 | |

組合員又は被扶養者の資格を喪失した場合は、速やかに組合員証等を返還してください。

・遡及して扶養取消を行った場合には、医療費返還という大きな負担が生じることもございますので、くれぐれもご注意願います。